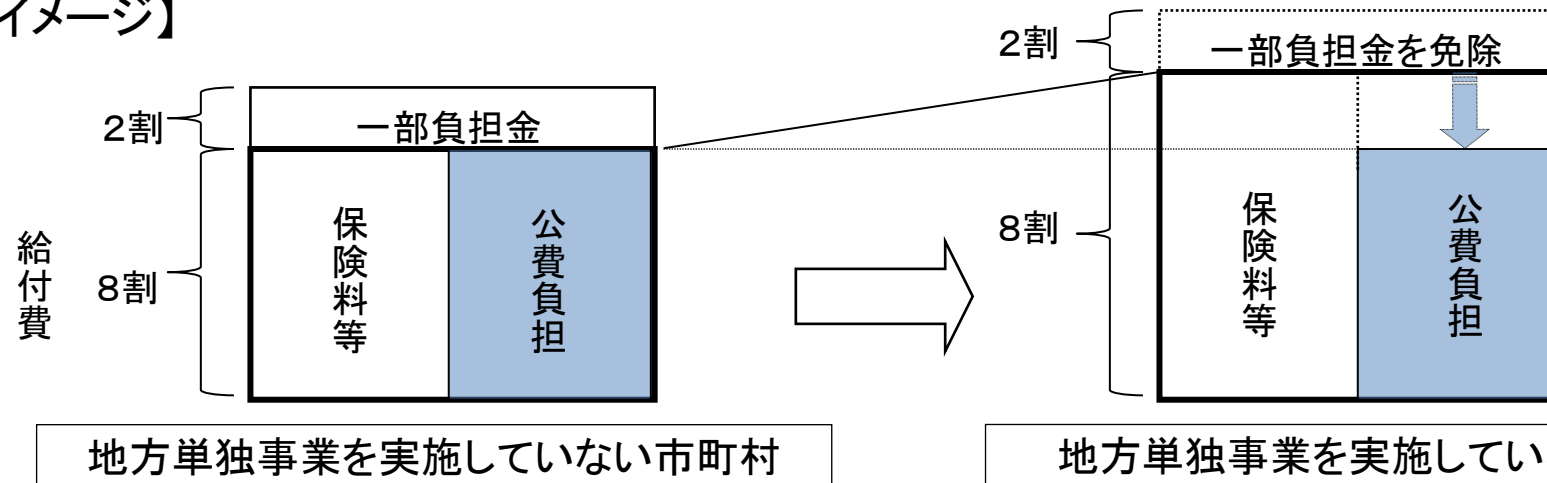


地方単独事業に係る市町村国保の公費負担の調整

- 医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平や適切な受診を確保する観点から一部負担金を求めている。
- 地方単独事業により、一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増嵩するが、この波及増分については、その性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から、減額調整をしている。 [昭和59年～]

平成26年度	子ども		高齢者	障害者	全体
	乳幼児	小学生以上			
減額調整の規模	75.6億円	37.6億円	23.7億円	290.3億円	486.4億円
対象市町村数	1,410	1,188	221	1,113	1,421

【イメージ】



乳幼児等医療費助成制度について

- 医療保険制度における子どもの自己負担額(3割、ただし小学校入学前までは2割)分については、対象年齢、所得制限等の違いはあるものの、すべての都道府県が域内の市町村に補助を行い、当該市町村が実施している。(地方単独事業)
- なお、多くの市町村が都道府県の対象年齢等を拡大して実施している。

都道府県における実施状況(平成26年4月1日現在)

1. 対象年齢

対象年齢	通院	入院
3歳未満	3県	—
4歳未満	4県	1県
5歳未満	1県	—
就学前	25県	22県
9歳年度末	3県	3県
12歳年度末	5県	8県
15歳年度末	5県	12県
18歳年度末	1県	1県

2. 所得制限

- 所得制限なし 17県
- 所得制限あり 30県



3. 一部自己負担

- 自己負担なし 8県
- 自己負担あり 39県

乳幼児等医療費助成制度について

市区町村における実施状況(平成26年4月1日現在)

1. 対象年齢

(単位:市区町村)

対象年齢	通院	入院
4歳未満	15	—
5歳未満	1	—
就学前	337	103
7歳未満	1	—
7歳年度末	5	1
8歳年度末	2	—
9歳年度末	57	24
10歳未満	1	1
10歳年度末	4	—
12歳年度末	185	243
15歳年度末	930	1,152
16歳年度末	1	1
17歳年度末	1	1
18歳年度末	201	215
22歳年度末	1	1

2. 所得制限

- 所得制限なし 1,373市区町村
- 所得制限あり 369市区町村



3. 一部自己負担

- 自己負担なし 986市区町村
- 自己負担あり 756市区町村

※ 1,742市区町村が実施